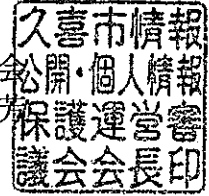




情報審議答申第1号
令和3年8月4日

久喜市長 梅田修一様

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 佐世



個人情報保護条例第9条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年7月21日付け久整第220.6号で諮問のありました標記の件につきまして、下記のとおり答申いたします。

記

久喜市個人情報保護条例第9条第1項第5号及び同条第3項の規定に基づく個人情報の外部提供については、諮問の内容を相当と認める。

但し、外部提供先に対し、誓約書等において、提供目的外での利用の禁止等、個人情報の適正な取り扱いについて要請すること。